

この公告は、衛生植物検疫措置の適用に関する協定  
(SPS 協定)附属書 B の 5(a)に基づくものです。

## 飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部改正について

下記のとおり、飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和 51 年農林省令第 35 号）の一部を改正する予定であるので、お知らせします。

### 記

- 1 件名  
飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部改正
- 2 対象品目  
飼料
- 3 趣旨及び目的  
飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令を一部改正し、以下の成分を含む飼料について対象家畜の範囲の拡大及び飼料中含有量の上限の引上げを行う。
  - ・ グアニジノ酢酸
- 4 適用予定日  
官報に公示する。
- 5 担当  
農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課  
〒100-8950 東京都千代田区霞が関 1-2-1  
電話 03-3502-8111 内線 4546  
FAX 03-3502-8275